

濱田市長

退任の挨拶



このたび、4月30日をもちまして市長の職を辞することと致しましたことから、退任にあたり市民の皆様へ一言ご挨拶を申し上げます。

私は、平成25年2月に市民の皆様のご支援を賜り小松島市長に就任して以来、7年3カ月にわたり、市政の舵取り役として、その大任を全うすべく全力を注いでまいりました。

この間、市民の皆様からはいつも温かいご理解と励ましのお言葉をいただきました。この場をお借りして、改めてお礼を申し上げます。

ありがとうございます。

市長就任時においては、「安全・安心」と「住んでよかった小松島」の2つをまちづくりの大きな柱に据え、市政の課題解決に取り組んで参りましたが、防災、教育などいくつかの分野では事業の完了、施設の完成を見ることができました。

また、農業分野の新しい施策として、交通の利便性と豊かな自然とのバランスを図るという私なりの構想を持ち、その実現に向けた端緒を開くなど、誠に充実した市政の日々を送ることができましたのも、さまざまな方々のご指導、ご協力の賜物と心から感謝いたしております。

振り返りますと、市議会議員としての期間も含め13年間、本市のまちづくりに携わることができましたことは、私の人生の宝であり、誇りでもあります。

これからは一市民に戻りますが、皆様と共に新しい時代、令和の小松島、その未来を見守って参りたいと考えております。

結びに、本市の一層の発展と市民の皆様のみましますのご健勝ご多幸をお祈り申し上げます。重ねて感謝の意を表したいと思います。

本当に、ありがとうございます。

令和2年度市民税・県民税(個人住民税)のお知らせ

令和2年度市県民税の納税通知書等を順次お送りしています。通知書の発送日は納付方法により次のとおりとなっています。

◎給与特別徴収(給与から天引き)の方

5月11日(月)に令和2年度市県民税特別徴収税額通知書を納税義務者様の勤務先へお送りしていますので、勤務先から通知書がお手元に届きます。

◎普通徴収(納付書や口座振替での納付)の方、年金特別徴収(年金から天引き)の方

6月3日(水)に令和2年度市県民税納税通知書兼特別徴収通知書、納税通知書(口座振替用)または決定通知書兼特別徴収税額通知書を納税義務者様のご住所へお送りしています。

<納税通知書等の市長名の表記について>

令和2年5月1日から6月7日までの間、市長および副市長が不在となるため、地方自治法の規定により、政策監が市長の職務を代理しています。

通常、市長名で交付される文書は、上記期間中は「小松島市長職務代理者 小松島市政策監」名で交付されることとなりますが、今回お送りしました令和2年度市県民税の納税通知書等につきましては、市規則の規定により、市長名を市長職務代理者政策監名に読み替える(公印の印影も同様)こととなります。

表記上は市長名となっていますが、有効な文書となりますので、ご理解のほどよろしく願います。

【お問い合わせ先】市税務課市民税担当(市役所1階) ☎ 32・3821 / FAX 33・3401
Mail:shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp